

# 同意書

廃棄物継続持込の承認を申請するに当たり、以下の11項目について同意します。

- 1 継続持込においては、搬入計画を週ごとに設定しており、廃棄物を貯めて毎月又は隔週といった不定期で搬入することは処理施設での処理計画に支障があるためできません。  
概ね毎週、計画的に処理施設へ搬入することがない場合、臨時持込により搬入する必要があります。
- 2 処理施設で処理できる廃棄物の量は、焼却炉の能力などにより決まっています。事前に設定した搬入計画を超えて搬入することや、設定のない処理施設へ搬入することはできません。搬入計画を遵守しない場合、搬入先の制限措置を受けることがあります。
- 3 臨時持込では、原則排出区と処理施設が一定となっていますが、継続持込では搬入先となる処理施設は特別区内のすべての処理施設が対象であり、どの処理施設であっても搬入先として搬入しなければならないことがあります。  
処理施設は物理的施設のため、定期点検や事故等の理由により稼働を停止することがありますが、その際はすべての処理施設を対象として、搬入先の変更が行われることがあります。また、故障等の場合、翌日からの変更もあります。  
搬入先の変更を許容できない場合は、継続持込ではなく、臨時持込を利用する必要があります。
- 4 臨時持込においては、清掃事務所で廃棄物の内容を確認していますが、継続持込では随時、検査を行っています。検査を拒否し、又は虚偽の報告を行った場合、搬入される廃棄物が受入基準に適合しているかの確認が取れないため、継続持込を承認することができず、承認期間満了後は臨時持込により毎回確認を受ける必要があります。
- 5 不適正搬入を行った場合、その搬入不適物を処理するための特別にかかる費用を賠償するか、無償で引き取る必要があります。
- 6 不適正搬入が発覚した場合においては、その搬入について申請者が特別の指示をせず、従業員が独自に行ったものであっても、承認を受けた持込車両又は一般廃棄物継続持込承認カードを利用して当該不適正搬入が行われたときは、当該申請者に管理監督責任があることから、申請者が行ったものとして、不利益処分を受けることになります。

7 処理施設への搬入時に計量を適正に実施しなかった場合や、未申告の改造を行って不正に廃棄物処理手数料を免れようとした場合などは、搬入可能な最大量により搬入したものとみなし、廃棄物処理手数料を決定します。

また、極端に搬入量が少ない場合も、搬入量は最低10kgからとなります。

8 廃棄物処理手数料を一定期間滞納している者に対しては、処理施設への搬入の都度、廃棄物処理手数料を徴収します。徴収方法の変更については、滞納の理由を問わず、滞納している事実をもって行いますので、改めて弁明の機会は設けません。

延滞金についても、多数の滞納をしている者に対しては、今後延滞金を発生させないため、処理施設への搬入の都度、廃棄物処理手数料を徴収します。

また、廃棄物処理手数料を搬入の都度徴収するようになった後も、長期間滞納している者に対しては、処理施設への搬入を拒否します。

9 廃棄物継続持込承認申請をした住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）に変更があった場合は、速やかに届け出る必要があります。届出を怠った結果、郵便物が到達しなかった場合でも、通常の手配による郵便によって申請した住所（所在地）に書類を発送した場合には、その郵便物は通常到達すべきであった時に送達があったものとみなします。電話、ファクス、メールで連絡ができない場合についても同様です。

10 廃棄物継続持込に関わるお知らせは、継続持込管理システムに登録されているメールアドレスあてに送付します。メールアドレスは、常に受信可能なアドレスを登録し、変更があった場合は、速やかに変更する必要があります。

11 廃棄物継続持込に必要な限度において、特別区及び東京二十三区清掃協議会と申請者の情報の共有を行います。また、滞納などの場合は、官公署等に調査を実施します。

以上

東京二十三区清掃一部事務組合管理者 様

年 月 日

所在地 \_\_\_\_\_

申請者 名称 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ 印